

教 生 学 第 1 1 9 9 号  
令和5年(2023年)12月26日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大槻直広

ヤングケアラー支援に係る取組の充実について(通知)

このことについては、「北海道ケアラー支援条例」及び「北海道ケアラー支援推進計画」を踏まえ、地域や学校の実情に応じた取組を推進していただいているところですが、教職員の理解や児童生徒への周知が必ずしも進んでいない状況があり、一層の取組の充実が求められています。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校におきましては、次の項目に関する取組の充実を図るようお願いいたします。

記

- 1 ヤングケアラー支援に係る「校内研修パッケージ」の計画的な実施  
令和5年(2023年)5月16日付け教生学第141号通知に基づいた取組を計画的に実施すること。  
なお、研修終了後、1週間以内に実施報告を行うこと。
- 2 児童生徒への周知  
令和5年(2023年)4月20日付け教生学第63号通知及び令和5年(2023年)11月27日付け教生学第1051号通知等について、児童生徒の認知度向上に向け、積極的に活用すること。
- 3 スクールソーシャルワーカーの積極的な活用  
ヤングケアラーと思われる児童生徒を関係機関に適切につなぐためには、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと連携し、支援することが重要です。教育局においては、ヤングケアラーであると思われるような児童生徒を把握した際には、状況に応じてアウトリーチ型派遣を積極的に検討すること。

(企画・調整係)